

岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会の公開口頭審理の傍聴に関する規則

令和2年6月26日

公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）が行う地方公務員法(昭和25年法律第261号)第50条第1項の規定に基づく公開の口頭審理（以下「公開口頭審理」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めることとする。

(傍聴手続)

第2条 公開口頭審理を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、住所及び氏名を傍聴希望受付簿(様式第1号)に記載し、公平委員会が傍聴席の数に応じて発行する傍聴券(様式第2号)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券は、公開口頭審理開始前に審理場入口において、傍聴希望受付簿に記載した順に交付することを例とする。ただし、傍聴受付開始時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。
- 3 傍聴券の有効期限は、交付日限りとする。
- 4 傍聴者が入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴制限)

第3条 公平委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴をさせないことができる。

- (1) 傍聴券を所持していない者
- (2) 酒気を帯びた者
- (3) 相当な衣服を着用しない者
- (4) 旗・プラカード・凶器・危険物その他場内に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理を妨げ、又は不当な行状をするおそれがあると公平委員会が認める者

(傍聴心得)

第4条 傍聴者は、場内においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) みだりに自席を離れないこと。
- (3) 私語・かん声・放歌・拍手・その他喧騒にわたる行為をしないこと。
- (4) 委員・当事者その他の者の発言に賛否を表さないこと。
- (5) 喫煙・飲食その他不体裁な行為をしないこと。
- (6) 公平委員会の許可を受けないで、撮影、録音等をしないこと。
- (7) 公平委員会の命令及び係員の指示に従うこと。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理の進行を妨げ、又は場内の秩序をみだす行為をしないこと。
- 2 公平委員会は、前項の規定に違反したと認める者に対して注意を促し、なお、改めないときは、退場を命じることができる。
- 3 前項の規定により、退場を命ぜられた者には、公平委員会は、当日再び傍聴させないことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、公開口頭審理の傍聴に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。